

報道各社様

し尿収集運搬手数料の誤徴収について

1. 概要

令和7年4月1日からし尿収集運搬手数料の改定に伴い作成した料金早見表において、手数料及び消費税に誤りがあり、誤徴収が発生しました。

件数（見込）：33,195件

誤徴収額（見込）：158,085円（1件あたり1円～最大36円）

誤徴収期間：令和7年4月1日～令和8年6月7日

2. 経緯

令和8年6月3日、「業者からのトイレの汲み取り通知書に記載された金額と、市のパンフレットに載っている汲み取り料の計算式による金額と差があるが、正しいのか」と市民からの問い合わせがあり、確認したところ誤った手数料を徴収していたことが判明しました。

3. 誤徴収の原因

市では、大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例に基づき、手数料（消費税及び地方消費税相当額を含む税込額）を定めており、収集運搬許可業者が誤りなく円滑に料金を徴収できるよう、令和7年4月の改定時に市が料金早見表を作成・配布しました。

早見表の作成にあたって、手数料及び消費税の算定に誤りがありましたが、その表を基に収集運搬許可業者が手数料を徴収したために誤徴収が発生しました。

4. 今後の対応

し尿収集運搬手数料は収集運搬許可業者が領収しているものであるため、誤徴収となった対象者および誤徴収額を確定するには、相当の時間を要すると考えております。また、返金についても収集運搬許可業者の対応となりますので、今後の対応について業者と協議してまいります。

なお、令和8年6月8日以降は、改訂した料金早見表に基づき手数料を徴収しています。

5. 再発防止について

今後の事務処理にあたっては、複数の職員で内容を確認するとともに、関係機関との調整・協議を十分に行うなど、チェック体制を強化してまいります。

※内容につきましては、右記担当者までお問い合わせください。

本日20時まで待機しております。

【問い合わせ先】
大田市 市民環境福祉部 衛生処理場
担当：重富 博保
電話：0854-82-6749